

評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-1 (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	保育理念、基本保育方針を事業計画に示し、年度初めには職員に配布、説明をしています。新入職員には入職後の研修で伝え、職員全員には毎年春に各リーダーが担当して確認しています。保護者には入園のしおりと重要事項説明書に示して渡し、個別面談で一人ひとりに説明しています。利用者調査ではほぼ全員の保護者が方針等に賛同できると回答しています。外部も含めた様々な人達にはホームページで伝えています。	

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-1 (1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	厚生労働省やさいたま市等から発信される最新の情報にアンテナを張り、適宜情報収集に努めています。セミナーが開かれる場合には積極的に参加もしています。市内では多くの保育園が開園している状況から、今後の経営における課題を抽出しています。	
I-2-1 (1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	経営層は「現場の実態」と「組織上の問題」の2つを常に把握するように努めています。現場の実態としては、新園が多く開設されていることから、園児の獲得が今後難しくなっていくことを想定し、「広報」を課題としています。組織上の問題もこれに関連するものとして、職員の安定した確保を課題としています。人材が他の新園に行ってしまうよう、働きやすい環境作りを課題としています。	

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-1 (1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	中長期の構想は事業計画に示されています。現状はやや抽象的な内容になっているため、経営層では、具体性のあるものに見直していくことを考えています。今年度初めにはリーダー層に向けてリモート形式で会議を開き、方針と課題、今後5年間の見通しを伝え、強化していきたいポイントを現場に落とし込むなど浸透面の強化も図っています。	
I-3-1 (1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	前年度の振り返りを経て、当年度の事業計画を策定しています。振り返り事項は具体的な項目を検討しています。一方で、中長期計画との関連性という点ではつながりの弱さが見られました。今後は活かして事業計画も具体的な取り組みを示していくと、現在行っている取り組みがさらに良くなると思われます。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画は職員会議で説明されています。期中の振り返りは主に行事について話し合われています。担当者を中心に話し合って実施し、終了後は振り返りを全員で行い、次回へ向けて反映することでより良いものになっています。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	入園、進級が落ち着いた1学期初めに「親子ふれあいデー」を開催し、そこで当年度の事業計画について保護者へ説明しています。今年度はコロナ禍のため開催できていません。そのほかでは、毎月発行の園だよりや個人面談の際に、園の方針を伝えています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	職員一人ひとりの育成を図るために、自己評価を行っています。理事長が内容を定め、職員と面談を行ってどのように取り組むかを話し合い、年度末に振り返ることにしています。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	定期的に関く職員会議で改善に関する話し合いが行われています。現在挙げている課題として、書類作成の負担があります。子どもに関する記録から様々な書類を作成する必要があり、職員の負担になっています。改善策として記録の電子化を図ることを検討しています。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	経営層は職員と対等の関係である、という考えの基で園内の協力体制を作っています。園内の情報共有を図るためにグループウェアを導入し、必要に応じてメッセージを発信しています。そして、職員の「やりたい」気持ちを大切にしている、いつでも意見や要望等を言える関係作りを心がけています。
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	各種規程を取り揃え、ルールに則った運営ができるように体制を作っています。職員に関しては、安心して働ける環境となるように、ハラスメントに関するアンケートやストレスチェックを実施することで、問題が起きていないかを組織的に確認しています。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	保育園として質の向上を図るために、経営層を中心に外部のセミナーや勉強会に参加して、積極的に新しい情報を得るようにしています。その情報は職員会議等で共有し、職員がやってみようということには積極的に取り組んでもらうようにしています。職員の前向きな姿勢を歓迎する文化があります。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	保育においては子どもの命を守ることを最優先事項であることを、常日頃から職員に伝え続け、それが実践できるように経営層として職員が心身共に健全な状態で働くことができる環境を用意しています。埼玉県「働きやすい企業」として認定されることを目指し、体制を整備しています。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	市内周辺に多くの保育園が開園したことで、保育士の確保が難しくなっており、経営としての重要な課題となっています。採用に関しては就職フェアにブースを出展しているほか、有料の求人サイトへの掲載、SNSを活用した園の周知活動、実習生の受け入れなどに取り組んでいます。定着に向けても、休憩室の確保やノー残業とすることで、職員が無理なく働くことができる環境を整えています。	
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	人事考課制度を導入し、年2回の定期的な面談を行って1年間の活動を振り返り、査定していますが、その結果は処遇条件に反映していますが、賞与には連動していません。係を担当した職員には手当がプラスされることになっています。新入職員には育成担当の先輩が付き、毎月1回育成面談を行っています。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	新入職員には配慮して、育成担当者を付けて日頃から相談や悩みを話せる環境を作っています。勤続年数が長い職員からは「シフトが組みやすい」「休みがとりやすい」などの声が聞かれています。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	毎年、年度が始まって間もなくしてから園長又は副園長と職員が面接を行い、1年間の目標を話し合っています。そこで職員からの希望等を確認し、可能な範囲で反映するようにしています。そして「個別育成シート」を作成して、具体的な活動目標を定めています。大きく8項目から構成され、新卒用や3年日用などと階層別に分かれて内容が設定されています。なお、非常勤職員用も用意されていて、希望すれば面談も行っています。	
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	園内研修は、育成・保育・ハラスメントの大きくは3種類に分けて構成されていて、内容な年度によって見直すこととしています。最近では虐待防止に関するテーマを扱う機会が多くなっています。なお、コロナ禍においてはリモート形式で行われるものが多くなっています。	
II-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	研修は少なくとも年1回以上は職員全員が受講することとし、本人からの希望もあれば、経営層からの指示で受けることもあります。研修に参加できるようにシフトを調整し、保育に支障がないように配慮しています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生の受け入れマニュアルを作成し、体制を整えています。昨年度からはコロナ禍のため、例年のような受け入れは難しい状況ですが、問い合わせに対しては前向きに応え、感染対策を十分に講じた上で受け入れた実績があります。	

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	ホームページを作成し、利用希望者等に向けて必要な情報を提供しています。理念方針から園概要、生活内容、食事等に関することを確認できます。埼玉県から「多様な働き方実践企業」としてゴールド認定を受けていることも示されていて、入職を希望する人にとって安心材料の一つとなっています。	
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	各種法令や規則に則った運営を行うために、経営層のみならず、外部の専門家として税理士や社会保険労務士と契約し、客観的な立場から状況を確認してもらっています。第三者評価も今回で3回目の受審となり、定期的に受けて結果を公表することで透明性を高めています。	

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	園庭開放を継続的に行っているほか、地域に向けた子育て支援の取り組みとして「離乳食講座」を開催していました。園で実際に提供している離乳食を参加者に食べてもらい、子どもの成長に合わせて適切な食の提供ができるように管理栄養士からアドバイスをしています。コロナ禍のため一時中断していましたが、今年度秋には再開し、参加者からは喜びの声が聞かれました。	
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティアの受け入れ体制は整えています。が、コロナ禍のため問い合わせもなく、今年度は活動を中断している状況です。来年度以降、感染状況をみて再開していく予定です。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	見沼区の担当課や保健センターとは定期的に連絡を取り合い、必要な情報交換を行っています。園周辺に新しい家が増えたことで、防犯や防災に関する必要性が高まり、警察や消防との連携も大切にしています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	さいたま市や見沼区のコーディネーター（元公立保育園の園長）と連携しています。適宜来園してもらい、就学に向けての支援や発達が気になる子どもとのかかわり方等について、園と一緒に保護者支援に取り組んでいます。	
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	一時保育事業を展開していて、利用する保護者の様々な事情に柔軟に対応しています。就労以外の目的で、母親のリフレッシュのためでも利用枠に空きがあれば受け入れることにしています。基本は週3日単位で、月極で行っています。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-（1） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-（1）-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育指針に則った保育の展開と、「子どもの人権」を尊重する意識を保育士に持ってもらうよう、マニュアルにその内容を示しています。必要に応じて職員会議で読み合わせを行うこともあります。コロナ禍の中、子どもに対する家庭での虐待が世間で問題となっていることから、子どものSOSを見逃さないように日頃から注視することを全職員で確認しています。	
Ⅲ-1-（1）-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	プライバシー保護に関する規定をマニュアルに記載して、職員に周知しています。日常の保育において、子どもへのプライバシー保護と人権を守ることの大切さを理解し、実践できるように研修等でも学べる機会を作っています。具体的には、家族環境の変化により名字が変わった場合には、保護者の意向を確認した上で対応することとしています。	
Ⅲ-1-（2） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-（2）-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	ホームページで園の基本情報を提供し、見学の問い合わせがあった場合には希望に合わせて対応しています。見学後、希望があれば体験入所をしてもらうこともあります。	
Ⅲ-1-（2）-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	入園が決定すると、以前は入園説明会を開いて方針や必要な持ち物等を伝えていましたが、コロナ禍の現在は個別対応しています。そして入園後まもなくしてから、「親子ふれあいデー」を5月に開き、実際に利用してみてよかったことや疑問などを確認する機会を設けていました。これも現在は開催を見送っています。	
Ⅲ-1-（2）-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	家庭と保育園との生活の連続性を重視し、保護者とは子どもの様子を日々共有しています。子どもの心身の変化に気づき、適切な支援ができるように職員は心がけています。転園するケースはあまりありませんが、次の新しい環境に子どもがスムーズに移行できるよう配慮しています。	
Ⅲ-1-（3） 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-（3）-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保護者には毎年アンケートを実施し、園に対する要望等をこれまで把握していましたが、この2年間はコロナ禍で実施できませんでした。その代わりに個人面談を行い、保護者から直接意見を聞くようにしています。また、日々の連絡帳のやりとりを通じて互いに意思疎通を図り、毎朝園長が玄関に立ち、夕方は主任が対応し、保護者とコミュニケーションを取ることで満足の向上に努めています。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情解決制度のことは入園時に保護者へ説明し、園内に制度の案内を掲示しています。意見箱も設置して、何か気になることがあれば伝えることができるようになっています。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	日々の送迎時のコミュニケーションを大切に考え、意見や相談があれば職員に直接話してもらえような関係づくりを意識しています。利用者調査の結果では、職員に気軽に相談できると回答した保護者は約半数に留まっていることから、今回の調査を機に振り返ってみると良いでしょう。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保育に関することは、送迎時に担任を中心に相談を受け、必要に応じて主任、園長に報告して園として回答するようにしています。苦情があった場合には苦情受付書及び報告書に記録しています。内容によっては第三者委員にも加わってもらい、話し合うこととしています。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	事故等に対応するマニュアルが用意されていて、手順等が明確になっています。この内容は毎年度始めに必ず確認する機会を設けて、全職員が共通理解の下で対応できるようにしています。ヒヤリハットの活用にも取り組み、リスクマネジメント会議で件数と内容を確認し、事故防止に努めています。埼玉県主催のリスクマネジメント研修等に参加して、職員一人ひとりの意識向上にも取り組んでいます。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	この2年間は新型コロナウイルス対策を最優先に取り組んでいます。手洗い、うがい、消毒の徹底は当然のこととし、送迎時の保護者対応や行事開催の方法を状況に応じて適宜見直しをしてきています。感染症全般に関しても園内研修を行い、全員が同じ対応、方法で処置できるようにしています。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	毎月の避難訓練では地震や火災、大雨洪水などの様々なケースを想定して行っています。災害時にはすぐに避難するために避難用の上履きを準備しています。事業継続計画（BCP）に関しては今年度中に策定予定となっています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	保育園開設の思いとさいたま市の保育所の保育理念を標準にし、基本的な保育に関する実施方法が明確に文章化されています。これらの文書類は、子どもや保護者に関する個人情報類であり、保育内容に関する各文書類があります。また、保育に関する「年間指導計画」や養護と教育の具体的な計画案と実施内容などが文章化されて記録簿に示されています。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	子どもの保育に関しては、0歳児からの「年間保育指導計画」があり、この内容の点検を子どもの実態に合わせて振り返り、見直しを行っています。職員は日常的に保育実施後の自己評価で改善点が見られたときに、保育内容の向上を目指した見直しをしています。他に、食育計画や定期的に保育内容に関して振り返り、見直しを行っています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。	a	子どもひとり一人の状態を把握し、アセスメントを年齢別の保育指導計画策定があります。低年齢児であれば個別指導計画になります。職員は日常、子どもの成長の実態を把握し、生活年齢に合わせた個別性を念頭にして支援計画が策定しています。子どもの支援に関する計画には、全職員が把握するように作成しています。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。	a	保育所に関する実施計画や子どもへの支援計画に中長期の計画を立案して実践をしています。職員は毎月、毎週、毎日の計画と実践についての定期的な振り返り、評価をし、見直しを行っています。特に低年齢児は養護が主体になり基本を重視し、年齢が大きくなるごとに教育の視点が膨らんで作成されています。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	保育の実施については、全職員で保育計画の立案の時から職員間での話し合い、情報の共有に取り組んでいます。職員は、保育終了後の保育の様子、保護者からの情報、設備などをパソコンに入力して記録しています。時差出勤などがありますので、職員は出勤時には必ず保育に関する情報の記入内容に目を通して、子どもの様子や感染症の発症状況、その他の連絡事項などを掌握してからクラスの保育室に入っています。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	保育園は個人や保護者に関する記録簿類が多い実態がありますので、生類関連の管理には十分な配慮をしています。日中は保護者への連絡が必要なこともありますので、事務所内の鍵のかかる引き出しに置いています。この鍵の取り扱いには、主任が責任をもって行い、最終時になる職員は事務室の施錠をして退勤するようにしています。また、園児の個人情報記載の書類簿は保育室などへの持ち出しを禁止しています。

A 個別評価基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a		さいたま市の保育理念を基に、保育園の設置当初の理念を定めています。その理念は、保育で育つ芽として「やさしい芽・丈夫な芽・がんばりの芽・勇気の芽・感謝の芽」としてパンフレットに明記しています。近年は保育園の周りに住宅が増えてきていますが、近隣の皆さんから子どもの姿や成長を見守って頂いている姿があります。職員は理念や地域環境等を踏まえ保育課程や年齢別保育計画を編成しています。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a		子どもの年齢に合わせた保育室の環境を整えています。園内は、子どもの年齢の年齢を考慮し部屋の使い方を工夫しています。子どもの年齢別保育を基本としていますが、子どもが自由に行き来できるようにしています。子どもの成長発達に合わせて安心して、気持ちよく生活ができるようにひとり一人の心地よさを把握しながら環境を整えています。
A-1-(2)-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a		保育園ではひとり一人の子どもの心身の状況に合わせる対応をし、受容するよう努めています。子どもの成長発達を見守り、子どもが訴える内容とその背景を察知し、受け止めるようにしています。例えば、0歳児が表情や泣き声で欲求をしてきた場合に受け入れる対応をしています。職員の声かけは年齢に見合った子どもへの優しい声かけがあり、それに応じた穏やかな子どもの姿がありました。異年齢児保育が実践されていることにより、子ども達が自己課題の気づきと解決に向けた活動が自然に保育園内に実現されています。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a		子どもの基本的な生活習慣は食事・排泄・着脱・衛生になります。同じフローで時間差を設けて行っています。子どもの成長に合わせて具体的な支援をしています。特に、年齢の近い子どもの姿である子どものやり方見せて、模倣行動とやる気を促している環境を意図的に設けています。例えば、食事では、0歳児の時期に手づかみを大事にし、食べ物に興味をもち、口に入れることを学んでいます。隣の机では、1歳児がスプーンで食べています。2歳児の後半になると箸を使用しており、身近に違う道具を持っている食事の姿に「やりたい」気持ちと自らしようとする姿勢を促しています。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a		保育園は、子ども達が自由に選択できるだけの遊具を用意しています。遊びに夢中になれるような環境を整えています。幼児では、コーナー遊びの環境を整えて、遊びの選択を広げています。具体的には、粘土、パズル、ままごと遊びなどの場を設けて自分が遊びたい遊具を選んでいきます。また、友達との関わりなどで遊びが変化する多様な状況に対応できる環境設定を行っています。生活面の支援では、子どもの役割意識が高まるよう当番活動を設けて楽しんで役割を果たすように工夫しています。

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育園では、0歳児は養護の視点を重点に置き、心地良く過ごせる環境にしています。乳児の生活が規則正しく安心させてから、遊びに目が向くようにしています。乳児は触る、見る、音への興味関心が増えるように職員が積極的にかかわっています。探索行動や歩く姿も見られますので危険のないような環境設定をして遊びの広がりが出るように支援しています。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児の生活環境は同じフローで行っています。養護面については、子どもの成長に合わせた個別支援を行っています。子どものできることを見守りながら手助けをする支援になっています。1・2歳児と一緒に遊ぶ場面では玩具の貸す姿を見せ、同年齢ではひとり占めから玩具に取り合いなどもあります。職員は子どもとに間に入って橋渡しをしながらやり取りの方法を伝え、「いくつ？ひとつ？ふたつ？」など数の概念を伝えています。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳以上児の生活習慣では、ロッカーの中にある着替えを見て汚れたら着替え、自分の衣服の着脱を身に着けるような自立への促しの支援です。排泄はひとりで行気、便の後始末をする確認と促しをしています。教育面では、数の概念を増やし、物の大きさの違いや形の確認をするようにしています。職員は、室内遊びや散歩でも周りの物への認識への問いかけをして意識しています。文字への興味関心は0歳児から絵本に触れさせ、3歳以上児の漢字絵本・英語教室への活動に進めています。また、自然の変化や季節感を体感させ、伝統行事などに目が向くようにいろいろな体験をさせるようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育内容に配慮を要する子どもがいる場合には、毎月専門機関での指導を受け、何に配慮をしていくのかを保護者・関係機関との連携の下に行っています。担当職員を中心に子どもの遊びを見守りつつ他の子どもとの関係にも目を向けるように支援をしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>延長時間の保育では、日中活動の内容を各クラスの状況を把握した上で、ゆっくりした遊びか、動きのある遊びにするのかを工夫をしています。登園から帰園迄の生活内容のバランスが取れるよう配慮するよう努めています。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>「さいたま市の保幼小接続期カリキュラムの手引き」を基に卒園児が小学校入学前の姿となるよう目指しています。幼保小連絡会においても小学校からの情報を収集し、保護者にも伝えています。職員は、子どもの入学する小学校の依頼を受けて指導要録を持参して話し合いをします。また、小学校が主催する「ハッピースタート1年生」の催しに毎年、小学校の見学時に体験もかねて行っています。その様子も保護者に伝えています。</p>

A-1-(3) 健康管理		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>職員は子どもの変化に気づいた場合、迅速に対応するようにしています。健康面に関することは姉妹園に居る看護師に相談をしています。また、保育経験の豊かな職員が低年齢児の保育全般にかかわるように配置し、健康管理をしています。継続しているコロナ感染症対策も廊下の換気口を常備開けて、換気を心掛け、マスクが使用できる子どもには使用しています。また、園だよりに「健康だより」を挿入して載せ、保護者との連携で予防に努めています。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断は年2回嘱託医の内科医に診てもらい、歯科検診は年1回行っています。身体計測は、毎月全園児を対象に測定しており、カーブ指数の数値を出し、子どもの身体状況を確認しています。また子どもの体の大きさの変化、成長、健康診断の結果を保護者にも伝えて、家庭と連携して健康管理をおこなっています。歯科指導を歯科検診後に1歳児から始めています。0歳児は乳歯が出ていることもあり意識して歯ブラシを当てています。歯ブラシは毎日保護者に衛生管理をしてもらっています。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患児の保護者には、生活管理指導票に記入してもらい、医師の診断書を基に除去食を行っています。事前面談では、現在の除去食の状況、通院、家庭での除去の実態、保育活動での注意事項などを具体的に話し合います。また、日常の給食についてと園外保育のお弁当などは、他の活動場面での留意点を話し合います。保護者の他に主任、キッチンスタッフ（調理員）が同席し、同じ情報を共有して祖語の無いようにしています。調理室では、アレルギー児に調理室ではすべて別にした材料に鍋、包丁、まな板も除いて、除去食にするように配慮します。配膳、トレイなども別にし、職員は口頭、指差し確認を行っています。</p>
A-1-(4) 食事		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>0歳児から食べることへの興味関心を高めるようにしています。食べる意欲を持ち道具の使い方も3歳未満児より開始しています。コロナ禍になる以前は職員も食べる姿を見せ、口の動きや道具の使い方を教えていますが、現在、職員は子どもだけの食事に付き添うか、同席のようにして別の机で食べています。また、食育計画を基に栽培、調理ができる範囲で行っています。例年は年長児が月見団子を作って最後は調理員に加熱し、おやつにしました。さらに、食材の原産地がわかるようにサンマを丸ごと焼いて食べる体験も継続しています。子どもの食への楽しみと期待感が高まっています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>毎月の献立は、園長・主任、栄養士、調理員との話し合いで決めています。行事食や季節感のある給食になるように取り入れています。素材の味を生かした薄味にし、だしには、日本独特の味にするなどこだわりをもって、給食の提供をしています。子どもが食べて安心感のある給食になっています。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	子どもの日常の姿は、全職員が保護者に伝えられるようにしています。細かな連絡事項は担任が朝夕の送迎時に保護者と挨拶をして話し、日常生活内容を一言でも伝えられるように努めています。今回の調査アンケートでも日常の子どもの生活のエピソードは、保護者にとってほっとして楽しみでもあるという保護者の声がたくさん出されています。一方でコロナ禍、行事における時間の短縮、参加人数の制限などもあり、保育室に自由に入れないことを訴える声もありました。保育園では、相談にはいつでも対応できるようにしていますが、今回の調査を機に状況を確認すると良いでしょう。	
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	保育園では職員と保護者との話し合いを大切に、子どもの状態を把握しています。コロナ禍で保護者との会話は、短時間、一言しか言えない状況もありますが子どもの生活を豊かにし、成長を促すためにも相互に情報を発信し合うようにしています。保護者の苦情などの相談窓口には主任がおり、第三者委員も保護者に紹介しています。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	子どもの人権、権利については全職員が研修などで確認しています。子どもの何気ない不自然な言動については保育園全体で確認しています。子どもに対しては、十分な配慮をしながら身体的な状態等を確認し、必要があれば役所の支援課に一報を入れ、後の対応については役所との連携で行うこととなっています。職員は、通常の振り返りの中で気になることを情報共有し、後手にならないように配慮しています。	

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	職員は、保育内容の振り返りを行い記録に残しています。職員は年2回自己評価をし、内容と結果について園長との面接を受けて、次の課題を設定しています。それだけでなく、日頃から職員と主任・園長との会話が多くの交わされており、適宜に子どもやOJTに関する話の声かけするなどして職員の資質向上に努めています。	